

## 夏至祭ウエディングで 素敵な思い出作りませんか

6月19日(日)に開催する「第33回夏至祭」のイベント内で行う「ウエディングセレモニー」に参加を希望するカップルを募集しています。

北欧を感じさせるスウェーデンヒルズの街並みを歩く「リースの行進」への参加のほか、特製の結婚証明書や記念品の贈呈、記念写真の撮影などを予定しています。

**★募集対象** 町内外のカップル限定1～2組  
※応募多数の場合は選考もしくは抽選あり  
※未婚・既婚は問いません。

**▼応募方法** まずはお電話ください(氏名・住所・お二人が出会ったエピソードなどをお伺いします)

**▼応募締切** 5月19日(木)

**▼問合せ** 当別・レクサンド都市交流協会(町商工会内・☎23-2447)、企画課(☎23-3042)

## ふれバに広告を掲載しませんか ～事業所・企業・イベントなど～

当別ふれあいバスでは、車内外の広告を募集しています。ふれあいバスには、年間で延べ約14万人の大学生や社会人の方が乗車します。

企業やお店の宣伝、地域のイベントのお知らせ、求人広告などの掲示物を掲載してみませんか？

詳細はご相談ください。

**▼問合せ** 企画課企画振興係(☎23-3042)

掲載規格 (横のみ)	掲載場所 (1カ所)	掲載料金(1カ所)	
日本工業規格 A3	車内側面上部	1カ月	2,000円
		12カ月	18,000円
300×500ミリ 程度	車内側面または 後方の窓ガラス	1カ月	3,000円
		12カ月	30,000円
530×740ミリ 程度	車体側面 または後方	1カ月	25,000円
		12カ月	240,000円

※料金に広告制作費は含まれておりません。



## 経済センサスー活動調査 ～事業所・企業の皆さんご協力ください～

「経済センサスー活動調査」は、事業所・企業の経済活動を全国のおよび地域別に明らかにするための統計調査です。

**▼調査の期日** 平成28年6月1日現在

**▼調査の対象** 全国のすべての事業所および企業(農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所及び国、地方公共団体の事業所等を除く)。

**▼調査事項** 事業所の名称、所在地、経営組織の経理事項等基本的な項目に加えて、産業別の特性事項を調査します。

**▼調査の方法** 調査票は、北海道知事が任命した調査員がお伺いして直接配布するか、国が郵送します。調査員がお伺いする場合は、「調査員証」または「従事者用腕章」を必ず身に付けています。

**▼問合せ** 総務課総務係(☎23-2330)

## 平成28年熊本地震災害 義援金のお知らせ

日本赤十字社では、「平成28年熊本地震災害義援金」を受け付けています。受け付けました義援金は、全額を被災された皆様にお届けします。

**▼窓口での受付** ゆとろ内の日本赤十字社当別町分区(福祉課福祉係)の窓口で義援金を受け付けます。

**受付期限** 平成28年6月30日(木)まで  
※義援金の受領証が必要な場合は、その旨を職員へお伝えください。

**▼募金箱での受付** 役場本庁舎・ゆとろ・太美出張所に募金箱を設置しています。

※募金箱での受付の場合は、受領証の発行はできません。必要な方は日本赤十字社当別町分区(福祉課福祉係)窓口で受け付け願います。

**▼その他** 日本赤十字社熊本県支部あてに口座振り込みする場合は、日本赤十字社のホームページ(<http://www.jrc.or.jp/>)をご確認ください。

**▼問合せ** 日本赤十字社当別町分区(福祉課福祉係・☎23-3019)

# 軽自動車税の



# お知らせ



軽自動車税の減免申請は**5月31日まで**

障がい者または障がい者と生計を一にする方が、通院等のために使用する軽自動車1台について、軽自動車税が減免される制度があります。

## 軽自動車税の税額が変わりました

▼問合せ 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

地方税法等の改定により、2輪車や軽自動車等の税額が平成28年4月1日から変わりました。

種別		税額	
		改正前	改正後
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	90cc以下 (51～90cc)	1,200円	2,000円
	125cc以下 (91～125cc)	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
2輪の軽自動車	250cc以下 (126～250cc)	2,400円	3,600円
2輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
専ら雪上を走行するもの		2,400円	3,000円
導車体		2,400円	3,600円

種別			税額		
			平成27年 3月31日 以前に最 初の新規 登録を受 けたもの	平成27年 4月1日 以後に最 初の新規 登録を受 けたもの	最初の 新規登録 から13 年を経過 したもの (経年重課)
3輪のもの			3,100円	3,900円	4,600円
4輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※「最初の新規登録」とは、その車両が新車として新規に車検を受けることです。

※例) 平成14年中に最初の新規登録を行った自家用軽4輪自動車の場合

平成27年度の税額は7,200円、最初の新規登録から13年を経過した翌年にあたる平成28年度以降は税額が12,900円になります。

## 平成27年度に新車新規登録された軽自動車に 軽減税率が適用されます

排出ガスや燃費の性能に優れた環境負荷の小さい車両に対して、排出ガス・燃費性能の基準に応じて軽減税率が適用されます。軽減税率の対象となるのは、平成27年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日)に新車新規登録され、排出ガス・燃費性能の優れた車両です。軽減税率が適用されるのは、平成28年度の1年限りです。

区分	標準税額	軽減税率が適用される場合の税額			
		(ア) 標準税額の概ね75%軽減	(イ) 標準税額の概ね50%軽減	(ウ) 標準税額の概ね25%軽減	
3輪のもの	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
4輪以上	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円
		自家用	10,800円	2,700円	5,400円
	貨物用	営業用	3,800円	1,000円	1,900円
		自家用	5,000円	1,300円	2,500円

※(イ)(ウ)については、内燃機関の燃料が揮発油(ガソリン)の軽自動車に限ります。

※燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

(ア) 電気軽自動車、天然ガス軽自動車：

平成21年度排出ガス規制に適合し、かつ平成21年度排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両。

(イ) 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準+20%達成車両。

貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成車両。

(ウ) 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準達成車両。

貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車両。

# 後期高齢者医療制度

## 保険料率の見直し

### ● 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成28・29年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

○均等割 (被保険者が等しく負担)	平成26・27年度 (年間) 51,472円	➡	平成28・29年度 (年間) <b>49,809円</b> (1,663円減)
	平成26・27年度 10.52%		平成28・29年度 <b>10.51%</b> (0.01ポイント減)
○所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	平成26・27年度 57万円	➡	平成28・29年度 <b>57万円</b> (変更なし)
	平成26・27年度 57万円		平成28・29年度 <b>57万円</b> (変更なし)

### ● 保険料の計算方法 (平成28年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

※ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※ 平成28年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

均等割 【1人当たりの額】 49,809円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成27年中の所得 - 33万円) × 10.51%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	--	---	-------------------------

### ● 保険料の軽減について ~均等割2割・5割軽減の範囲が拡大されました~

#### 1 均等割の軽減 (世帯の所得に応じて、次のとおり4段階の軽減があります)

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成28年度に支払う保険料額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受領額80万円以下)	9割軽減	4,980円
33万円	8.5割軽減	7,471円
33万円 + (26万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減	24,904円
33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	39,847円



#### 2 所得割の軽減 (被保険者個人の所得で判定します)

所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減となります。

#### 3 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入した時に被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず均等割が9割軽減になります。

※ 被用者保険とは、サラリーマンや公務員などの健康保険 (協会けんぽや共済組合など) のことで、市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

▼問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合 (☎011 - 290 - 5601)  
住民課国保・後期高齢者医療係 (☎23 - 2467)